

「これまでも これからも ボートレース徳山 Forever！」イベント企画運営等  
業務委託についての企画提案仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、周南市ボートレース事業局（以下「発注者」という。）が発注を予定している「これまでも これからも ボートレース徳山 Forever！」イベント企画運営等業務委託の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものである。また、業務委託契約書に添付する仕様書については、受託候補者と協議の上、別途作成するものとする。

## 2 委託業務の名称及び内容

「これまでも これからも ボートレース徳山 Forever！」  
イベント企画運営等業務委託

- (1) イベント・ファンサービス
- (2) 広報物の作成及び場内装飾
- (3) 会場設営及び清掃
- (4) その他イベント実施に必要な事項

## 3 業務期間

- (1) 令和6年2月24日（土）～令和6年2月25日（日）
  - (2) 令和6年3月16日（土）～令和6年3月17日（日）
- ※（1）、（2）の4日間のイベント企画すること。

## 4 業務の実施方針

本業務の趣旨や下記の実施方針を十分に考慮すること。

- (1) ボートレース徳山開設70周年の集大成としての位置付けとする。
- (2) 令和6年2月8日～令和6年5月31日まで本場日レース非開催期間を利用し、ボートレース徳山の魅力発信と本場30km圏内の顧客（新規・既存・休眠層）の掘り起しに取り組む。
- (3) 多彩なイベントを実施しボートレース場の活性化に取り組むとともに、地域に必要とされるボートレース場を目指していく。
- (4) 誘客による交流人口の拡大を図り、地域の活力と賑わいの創出につなげていく。

## 5 企画提案の内容

### (1) イベント・ファンサービス

ボートレースの顧客（新規・既存・休眠層）に向けてイメージアップが図られるとともに、地域資源の活用、レース再開時（令和6年6月～）に再来場を促す仕掛け、イベント参加者に対する舟券購入の仕組み等が盛り込まれていることが望ましい。

下記のア～エの内容を最低限反映すること。

※雨天時の対応について、プレゼンテーションの際に説明すること。

ア 新規層イベント

ボートレース徳山で舟券購入をしたことの無い層を示す。

主にファミリー層をターゲットに、舟券購入の有無に関わる、ボートレース場に足を運びたくなる企画を提案すること。

イ 既存層イベント

ボートレース徳山で現在も舟券購入している層を示す。

本場レースが再開した際に、再度来場したくなるような企画を提案すること。

中央スタンドかすなっちゃ徳山（外向発売所）において実施すること。場外発売の売上向上に繋がるものが望ましい。

ウ 休眠層イベント

過去にボートレース徳山で舟券を購入していたが、現在は来場の無い層を示す。

企画に参加することで、再度ボートレースを楽しめるような企画を提案すること。

エ グルメ企画

場内食堂のメニューとの重複を避けること。

また、使用電力等の確認を行い、既存設備で不足する場合は発電機等により対応すること。

オ その他の受注者独自企画

上記ア～エ以外の企画があれば提案すること。

カ 共通事項

- ・ イベント実施日は、中央スタンド 2 階を開場し、場外発売を行う。

- ・ イベント使用可能場所は、

- ① 芝生広場

- ② 中央スタンド（1 階）

- ③ 東スタンド（1 階）

- ④ すなっちゃ徳山（外向発売所）。

※上記①～④以外は、イベント使用不可。

- ・ 来場者駐車場は、第 1・第 3 駐車場（芝生広場北側駐車場）と、バスプール（東スタンド北側駐車場）とする。

- ・ 運営スタッフのユニフォームや名札については、開催に相応しいものを着用し来場者が容易に識別できるよう工夫すること。

- ・ イベント会場周辺において、誘導スタッフを配置すること。

- ・ 運営全体について、発注者と十分協議し、情報共有を行うこと。

- ・ 音響について、中央スタンドでのステージイベントを企画する場合は、既存の機材（デジタルミキサー）を使用可能なものとする。

- ・ イベントに必要な電源を使用する場合は、使用する電気容量及び使用箇所を調査し、場の運営に支障の出ないようにすること。また、既存設備が電気容量不足する場合は、受注者の負担で対応すること。

(2) 広報物の作成及び場内装飾

ア 広報物の作成

- (ア) ポスター
  - ・ B 1 版 【 数量 20 枚 】 ※1 つのイベントの数量
  - ※デザイン内容：集客に繋がる話題性の高い広告効果を醸成すること。
- (イ) イベントチラシ 【 数量 300 枚 】 ※1 つのイベントの数量
- (ウ) SNS等による発信
  - ・ SNS等を活用し、効果的な広報を実施すること。
- (エ) CM制作
  - ・ 開催告知CM：15秒パターンを制作すること。
  - ※テレビCM素材搬入基準に準ずること。(日本民放連作成)

#### イ 場内装飾

のぼり、案内看板等イベントに必要な装飾を求める。

#### (3) 会場設営及び清掃

- ア 会場の設営、撤収及び備品・消耗品の調達
- イ 会場の清掃及びゴミ回収

#### (4) その他イベント実施に必要事項

- ア イベント保険の加入
- イ イベント実施・運営等業務に付随する業務

### 6 予算額

提案にあたっては、上限 6,999,850 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で、費用配分を十分考慮して積算すること。なお、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額を保証するものではない。

また、積算については、本企画提案書の 5 企画提案の内容（1）～（2）毎に、その詳細（内訳及び非課税分等）が分かるよう明示すること。

### 7 企画料

企画提案に関する費用は、参加者の負担とする。

### 8 受託候補者の審査及び選定

受託候補者の選定にあたっては、「周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会設置要綱」に基づき、提出書類及び企画提案参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務遂行能力等の評価し、評価会による評価結果をもとに周南市ボートレース事業局が受託候補者を選定する。

### 9 契約に関すること

受託候補者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、発注者の承認を得ることとする。協議が整った受託候補者を契約相手方（以下「受注者」という）とする。

### 10 実施体制

受注者は、契約締結後直ちに委託業務を履行するために必要となる人員を確保するとと

もに、現場責任者、全体計画、連絡体制等を業務実施日の1週間前までに書面にて発注者へ提出すること。

## 1.1 著作権

### (1) 著作権の帰属

本業務の実施にあたり収録された音声、映像及び制作物の著作権は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は著作者人格権等を行使しないものとする。

また、受注者は、第三者から本業務の成果品に関し、権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受注者の責任において解決するものとする。

### (2) 権利処理

業務に使用される文芸、音楽、美術等の一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及び制作に関与する権利の処理は、全て受注者の責任において行い、業務に係る著作権が、何ら問題を生じることなく完全な状態で発注者に帰属するよう措置するものとする。

### (3) 二次使用料

業務に実施にあたり発生する二次使用料については、委託金額に含むものとする。

## 1.2 機密の保持

受注者は、本業務に関し知り得た秘密情報（本業務の内容、価格、コンセプト等を含む）を本業務以外の目的で使用することや、第三者に漏洩、開示等を行ってはならない。

## 1.3 支払条件等

本業務に係る検査及び支払いについては、下記のとおりとする。

### (1) 履行確認

受注者は、業務完了時に給付完了通知書及び実施報告書を提出し、発注者による検査確認を受けることとする。

### (2) 契約代金の支払い

受注者は、検査確認に合格後、速やかに発注者へ請求書を提出すること。発注者は、受注者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払うこととする。

## 1.4 その他

(1) 受注者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。また、必要に応じて発注者と業務打合せを行い、業務の進捗状況を報告するとともに、今後の予定等について発注者の確認を得ること。

(2) 各業務の詳細は、発注者と協議し決定する。

(3) 本仕様書は、委託業務の概要を示したものであり、本仕様書に定めのない事項又は本業務に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

(4) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならないこととする。ただし、書面により申請し、発注者が承認した内容についてはこの限りでない。

- (5) 業務に必要な機材、消耗品、機材の操作者等は、受注者の負担とする。  
但し、本仕様書で特別に使用を許可した機材や、協議により発注者が使用を認めた  
場内備品等(ベルトパーテーション、テーブル、いす等)は使用できるものとする。
- (6) イベントに必要な電気料金、水道料金、既存のインターネット回線使用料金は発注  
者の負担とする。
- (7) その他、本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

## 15 問い合わせ先

〒745-0802

山口県周南市大字栗屋 1033 番地

周南市ボートレース事業局 ボートレース事業課企画宣伝担当

TEL 0834-25-0540

FAX 0834-26-1265

電子メールアドレス [boatrace-jigyo@city.shunan.lg.jp](mailto:boatrace-jigyo@city.shunan.lg.jp)